―建設業・自動車運転業務・医師等の時間外労働上限規制―

2024年問題に備えて 2

一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・2024年問題対応支援コンサルタント 市之瀬 高司

今回は2024年問題に対応できないと、企業はどんなトラブルに巻きこまれるのか、また、そのための対応のポイントについて触れていきます。

1、2024年問題に対応できないとどうなる?

(1)監督署是正勧告

時間外労働の上限規制は労働基準法によるもので、これを遵守しないことは法令違反となります。労働基準監督署の立ち入り調査や監督指導で、法違反が確認されれば、是正勧告書が交付され、違法状態の改善と報告が求められます。

(2)送検・刑事罰

違法状態が悪質、または過労死や過労自殺が発生した等の結果が重篤な場合は、労働基準監督官は企業・経営者・現場管理者等の被疑者を検察庁に送検し、検察庁から起訴され、裁判で刑事罰が科されます。

(3)過重労働の発生

時間外労働の上限規制を守れず、長時間労働が常態化すると、過労死・過労自殺等の健康障害が発生し、大事な労働者の健康・命を損ないます。

(4)多額な損害賠償請求

過労死・過労自殺等の賠償をめぐる民事裁判では、最高2億円近い賠償・和解金の支払いとなった例もあります。

判決が出された裁判には被告企業の名が付けられ、中小企業には賠償金等の支払いが存続の危機ともなります。

(5)顧客・利用者を失う

送検・裁判判決等が世間に広まり、レピュテーションリスクとなり、企業の信頼・ブランドを失います。行政等の許認可取り消し、指名停止もあり、民間でも顧客・利用者は、ブラック企業との取り引き・活用は、避ける傾向にあります。

(6)生産性の低下

長時間で非効率な労働が続き、労働者も疲労が蓄積し、仕事量・業績が伸びず、ミス・労働災害も多発します。

(7)人件費の拡大

時間外・休日労働は割高な企業のコスト。令和5年度からは月60時間を超える時間外労働は、割増率が25%以上から50%以上となり、さらに高額となりました。

(8)社員定着率の低下

労働時間が長い、有給休暇が取れない企業では、社員は退職してしまいます。

(9)人材が確保できない

労働時間が長い、有給休暇が取れない企業では、新しい社員も採用できません。

(10)企業が衰退

2024年問題に対応できない企業は、労働者・顧客から見放され、やがて衰退してしまいます。

放置すると大変なことに!!

2024年問題への対応は、労働基準法を遵守するだけの法律問題ではなく、「これを機会に働き方改革だけでなく、自社の業務の在り方を見直し、さらなる繁栄に結び付ける」との、経営的なとらえ方が必要かと思われます。

2、2024年問題対応の7つのポイント!

企業の将来を担う2024年問題への対応。詳細は次号以降で解説しますが、まずはポイントを述べます。

(1)対応担当者・プロジェクトチームを設ける

対策の立案・推進は簡単ではありません。まずは担われる担当者・プロジェクトチームを設けましょう。

(2)全員一丸となって取り組む

業務の処理方法まで踏み込む対策が求められ、企業の未来を左右する大問題です。経営者・管理者・社員が共通の意識を持ち、全員一丸となって取り組むことが必要です。

(3)現場の実情・意見を充分聞き、業務を阻害しない

長時間労働には、そうなる業務上の理由があります。部署ごとの長時間労働となる理由を把握し、できるだけ業務を阻害しない、現場の実情に沿った対策を講じます。

(4)「そんなことできっこない」の意識を捨てる

「この仕事ではそんなことはできない」「わが社の規模ではできない」。既成概念を捨て、「必ず改善できる」との決意を持ってください。

(5)あらゆる対策を積み重ねる

「これを実施すれば全て解決」という〝魔法の杖〟はありません。さまざまな労働時間制度の活用、多様な人材の登用、提案制度、業務の合理化、ムリ・ムダ・ムラ探し。あらゆる対策を積み重ねてください。

(6)孤高の職人から専門職社員に意識を変える

建設業・自動車運転・医師の業務に従事される方は、知識・経験が豊富な孤高のプロフェッショナルです。そのことが業界を支えており、これからもそれは変わりません。しかし、それゆえに組織的な管理が及ばず、長時間労働となってしまいます。専門性を維持しながら「法律を守るべき企業の一員である」ことに、意識を変える必要性があります。

(7)「自社の働き方を変えられるのは、自社の仕事・実情が分かる自社の人間だ」を意識する

2024年問題への対応策は、企業によって業務内容、組織の事情が全く異なり、千差万別です。問題点を見出すのも、対応策を考え出せるのも進めるのも、自社の仕事・実情が分かる自社の人間です。この記事を含め外部の専門家の意見は参考にしかならず、対応策は自社で決めて進めることが必要です。

『2024年問題対応総合支援事業』案内パンフレット